

(2) 防災基本計画の修正について

1 . 防災基本計画修正の経緯

- (1) 平成 1 3 年 6 月に開催された中央防災会議において、防災基本計画風水害対策編（洪水、土砂災害、高潮）及び原子力災害対策編（原子力艦の原子力災害、緊急被ばく医療）について、修正を行うことを決定。防災基本計画専門調査会（座長：伊藤滋（財）都市防災研究所理事長）を設置。
- (2) 同専門調査会の下に風水害、原子力災害それぞれの分野毎にプロジェクトチームを設置。平成 1 4 年 3 月 2 5 日に、同専門調査会へ検討結果を報告。

2 . 各プロジェクトチームメンバー

（敬称略、 は座長）

(1) 風水害プロジェクトチーム

福岡 捷二（広島大学大学院教授）
磯部 雅彦（東京大学大学院教授）
片田 敏孝（群馬大学工学部助教授）
水山 高久（京都大学大学院教授）

(2) 原子力災害プロジェクトチーム

能澤 正雄（財団法人高度情報科学技術研究機構顧問）
石川 迪夫（財団法人原子力発電技術機構特別顧問）
草間 朋子（大分県立看護科学大学学長）
前川 和彦（財団法人原子力安全研究協会理事）
矢川 元基（東京大学大学院教授）

1 . 風水害対策に係る修正のポイント

(1) 洪水

修正の経緯

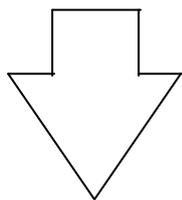
新たな都市型水害の発生

時間雨量 100 mm を超える短時間集中豪雨が増加

地下施設等の被災（死者の発生）

東海豪雨等都市部の水害の発生

- ・ 都市の危機意識の低下等 被害の拡大
- ・ ライフラインの破損 都市機能の麻痺



- ・ 水防法の一部改正（平成 13 年 7 月）
- ・ 地下空間における緊急的な浸水対策の実施について（平成 11 年 8 月 国土庁、運輸省、自治省、建設省）
- ・ 都市型水害に関する緊急提言（平成 12 年 11 月 建設省）

修正の概要

都道府県知事による洪水予報河川の指定

河川管理者による浸水想定区域の指定及び公表、住民への周知

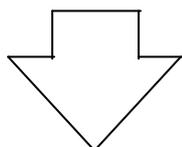
河川管理者による洪水予報等の住民、地下管理者等への的確かつ迅速な伝達

地下空間等からの避難体制の確立及び浸水被害軽減対策の促進

(2) 土砂災害

修正の経緯

平成 1 1 年 6 月、広島県を中心に土砂災害（死者 3 8 名）
災害情報の事前通知、伝達体制の充実の必要性
ハザードマップ作成市町村は 3 割、避難勧告基準の策定市町村は約 2 . 5 割



- ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の制定（平成 1 2 年 5 月）
- ・豪雨災害対策のための情報提供の推進について（平成 1 2 年 4 月 中央防災会議局員会議）

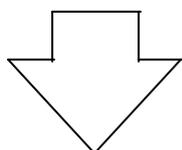
修正の概要

都道府県知事による土砂災害警戒区域の指定及び特別警戒区域における開発行為の制限
避難体制の整備及び円滑な警戒避難のための事項の住民への周知

(3) 高潮

修正の経緯

平成 1 1 年 9 月、熊本県不知火町において台風 1 8 号による高潮被害（死者 1 2 名）



- ・高潮対策強化マニュアルの策定（平成 1 3 年 3 月 内閣府、消防庁、農林水産省、水産庁、国土交通省、気象庁）

修正の概要

高潮防災施設整備の推進
ハザードマップの作成の促進及び災害関連情報の住民等への周知

2 . 原子力災害対策に係る修正のポイント

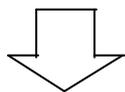
(1) 原子力艦の原子力災害対策

修正の経緯

横須賀、佐世保、沖縄に、米軍原子力艦が1,000回以上寄港
平成12年5月、関係自治体が防災計画を策定するための根拠
として以下の記述を防災基本計画に追加

「なお、原子力艦の原子力災害に関しては、地域的な特殊性を
かんがみて必要とされる場合、関係自治体の防災計画におい
て、その対応に留意するものとする。」

同修正を受け、地元自治体は、原子力艦の原子力災害への対応
を地域防災計画等に規定（神奈川県、千葉県、沖縄県、横須
賀市、佐世保市は作成済。長崎県は、作成中）



原子力艦の原子力災害に関する関係省庁申し合わせ
(平成13年3月 内閣官房、内閣府等 13省庁)

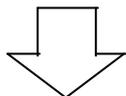
修正の概要

初動体制の確立、関係閣僚会議の開催（内閣官房）
非常災害対策本部・緊急災害対策本部の設置（内閣府）
放射線モニタリングの実施（文部科学省）
外国政府からの情報入手、必要な対応の要請（外務省）
周辺住民の避難誘導（警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁）
救助・救急、医療活動（上記4庁、厚生労働省、文部科学省）
損害賠償（防衛施設庁）

(2) 緊急被ばく医療

修正の経緯

平成11年9月の東海村ウラン加工工場の事故を受けて、平成12年5月、原子力災害対策特別措置法策定



緊急被ばく医療のあり方について
(平成13年6月 原子力安全委員会)

修正の概要

事業所内における初期被ばく医療体制の整備、医療機関、搬送機関への適切な情報の伝達 (原子力事業者)

初期、二次被ばく医療体制及びそのネットワークの構築、医療機関の求めに応じ、施設内の汚染がない旨の確認及びその情報の提供等 (地方公共団体)

地域の三次被ばく医療体制の構築 (国)

3 . その他の修正

(1) 内閣官房の初動体制

内閣官房初動対処マニュアル等に基づき、官邸対策室等の設置、緊急参集チーム会議、関係閣僚会議の開催等を各対策編に記述。

(2) 事故災害時の非常災害対策本部員

関係省庁申し合わせに基づき、以下の事故災害時の非常災害対策本部員を指定行政機関の局長級職員とする。

(海上災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災)